

入院時食事療養費

前橋城南病院

当院は、入院時食事療養費（１）の届出を行っており、医師の発行する食事せんに基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については１８時以降）適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額（１食につき）

2025年4月1日

70歳未満	70歳以上の高齢者	標準負担額（１食当たり）（１日３食を限度）	
一般（下記いずれにも該当しない者）	一般（下記いずれにも該当しない者）	510円	
低所得者２（住民税非課税）	低所得者２（＊１）	過去１年間の入院期間が90日以内	240円
		過去１年間の入院期間が90日超	190円
該当なし	低所得者１（＊２）	110円	
低所得者２に該当しない 小児慢性特定疾病又は指定難病患者	低所得者１、２に該当しない 指定難病患者	300円	

＊１ 低所得者２：世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者１」以外のもの

＊２ 低所得者１：世帯全員が住民税非課税であって、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる者あるいは、
老齢福祉年金受給権者